官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○前払式支払手段に関する内閣府令第二十三条の三第二項第一号ニ及びホの規定に基づき適格寄附金受領者を定める件（**金融庁**四）　一
○労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第五項の規定に基づき失業等給付費等充当徴収保険率を変更する件（**厚生労働**八四）　一
○労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第八項の規定に基づき育児休業給付費充当徴収保険率を変更する件（**同**八五）　四
〔その他告示〕
○保安林の指定をする件（**農林水産**三四一～三五五）　五
○保安林の指定を解除する件（**同**三五六）　五
○道路に関する件（**東北地方整備局**三七）　五
○都市計画に関する件（**近畿地方整備局**一七～二〇）　五
○道路に関する件（**北海道開発局**一一～一三）　五
○指定暴力団に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（**東京都公安委**八八）　五
〔国会事項〕
〔人事異動〕
内閣　最高裁判所　六
〔褒　賞〕　六
〔皇室事項〕　六
〔官庁報告〕
法　務　六
公証人任免（法務省）　六
除籍が滅失した件（法務省告示配四四）　六
〔公　告〕　六
諸事項　六
官庁
金融商品取引業者営業保証金取戻し、財団、登録政治資金監査人登録・登録抹消及び証票亡失関係　六
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　六
会社その他　七

法規的告示

○金融庁告示第四号

前払式支払手段に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第三号）第二十三条の三第二項第一号ニ及びホの規定に基づき、適格寄附金受領者として金融庁長官が指定する者を次のように定め、公布の日の翌日から適用する。

令和八年三月十二日

金融庁長官　伊藤　豊

（府令第二十三条の三第二項第一号ニに規定する金融庁長官が指定する者）

第一条　前払式支払手段に関する内閣府令（次条において「府令」という。）第二十三条の三第二項第一号ニに規定する金融庁長官が指定する者は、次に掲げる者とする。

一　公益財団法人日本ユニセフ協会

二　公益社団法人日本ユネスコ協会連盟

三　特定非営利活動法人国際連合世界食糧計画ＷＦＰ協会

四　特定非営利活動法人国連ＵＮＨＣＲ協会

（府令第二十三条の三第二項第一号ホに規定する金融庁長官が指定する者）

第二条　府令第二十三条の三第二項第一号ホに規定する金融庁長官が指定する者は、次に掲げる者とする。

一　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百十三条第二項に規定する共同募金会

二　社会福祉法第百二十四条に規定する共同募金会連合会

三　緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（平成七年法律第八十八号）第五条第二項に規定する都道府県緑化推進委員会

四　緑の募金による森林整備等の推進に関する法律第十四条に規定する国土緑化推進機構

○厚生労働省告示第八十四号

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十二条第五項の規定に基づき、令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの失業等給付費等充当徴収保険率を次のとおり変更する。

令和八年三月十二日

厚生労働大臣　上野賢一郎

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの失業等給付費等充当徴収保険率は、千分の六（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第四項第一号イからホまでに掲げる事業（同号イ及びロに掲げる事業のうち、季節的に休業し、又は事業の規模が縮小することのない事業として厚生労働大臣が指定する事業を除く。）にあっては、千分の八）とする。

○厚生労働省告示第八十五号

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十二条第八項の規定に基づき、令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの育児休業給付費充当徴収保険率を次のとおり変更する。

令和八年三月十二日

厚生労働大臣　上野賢一郎

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの育児休業給付費充当徴収保険率は、千分の四とする。

その他告示

○農林水産省告示第三百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市但東町相田字寺谷一五一の九

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）